

掛川市規則第 1 号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 1 月 9 日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第9条の見出し中「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「条例第6条第1項」の次に「（条例第11条において準用する場合を含む。）」を加え、「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1号中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第10条の見出し中「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「条例第6条第2項」の次に「（条例第11条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2の見出し中「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「フルタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。